

回覧

新築・増改築家屋及び解体家屋の調査について

住民課では、毎年秋口から年末にかけて固定資産税の課税のため家屋評価を実施しています。つきましては、下記について該当がある場合には、地区会長まで申し出ていただきますようお願いいたします。

記

(1) 令和2年中に新築・増改築家屋を建築された方、または建築予定の方

※令和2年以前に建築された建物で、未評価の建物も同様です。

(2) 令和2年中に家屋を解体した方、または解体予定の方

※令和2年以前に解体した建物で、まだ課税台帳に登載されている建物も同様です。

※家屋には、専用住宅だけでなく、倉庫・店舗・牛舎等も含まれます。

小値賀町役場住民課税務係
T E L : 0959-56-3111
担 当 : 土田

